

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件

一 三 四

告 示

福島県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大沼郡金山町大字山入字生板倉山一〇五〇の五、一〇五〇の一〇
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 大沼郡金山町大字小栗山字上ノ山一五七の一から一五七七の三まで、字坂井一〇五八、一〇五九、一〇六一、一〇六二の一、一〇六九の乙、大字八町字山久保一六五の一、一六八、一七〇から一七二まで、一七四の三、一七四の五、一七四の七、一七四の八、一七四の一〇から一七四の一五まで、一九二、一九三
- 三 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字八町字宇入八九五の三、八九五の七、八九五の八、八九六、九〇九の二、九〇九の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字西谷字堰場一八八七の二七、一八八七の三〇、一八九一の一、
一八九一の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字玉梨字居平四七六から四七八まで、四九七の二、四九八、五二
一、五二三、字漆原一一一三の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字横田字要害山二七〇三の一、二七〇三の九四から二七〇三の一
〇三まで、大字越川字吉尾四二七の一五から四二七の一八まで、四二七の二一、四
二七の二三、四二七の二六から四二七の三三まで、四二七の三五、四二八の二、字
上ノ林三六三の一、三六三の六、三六三の九から三六三の一七まで、字上ノ山二七
五、二七六、二七八、字戸坂四二九の一、字ドウメキ三六五、三六六の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字小栗山字赤岩一八一の一二、一八一の二三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字志字乙越九六四の五三から九六四の五五まで、九六五から九
六九まで、字羽根子八三八の一、九六二の二〇、九六二の二七
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 佐藤三郎 神野大輔 山崎美代子 草野正志 草野正志 草野民子 草野立雄 田久八重子 富田由子 松本智 大森金壽
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和四年福島県告示第八十三号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

渡部宗六 室井貞喜 菊地知子 小山國男 小山保三 白石安八 白岩区自治会
 藤原トヨ 藤原孝吉 小山市藏 猪股幸男 荒井幸作 松永金吾 星シツイ 湯田豊
 太 星定藏 荒井弥太郎 湯田勇 星甚八 室井久芳 室井平造 室井ユウ 室井倉
 五郎 室井高 湯田博明 湯田宏 室井定恵 渡部清太郎 渡部寅光 渡部岩太郎
 渡部久八 渡部與一 渡部筆三郎 湯田活八 湯田義美 湯田豊吉 湯田計雄 湯田
 嘉男 渡部光雄 渡部傳吉 渡部常道 渡部政一 渡部常盤 渡部三藏 渡部勝政
 渡部藤四郎 渡部芳弥 渡部計司 渡部柁

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和四年福島県告示第百六十四号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 飯塚勝彦 飯塚徳市 飯塚徳市 田崎健一 秦セツ子 渡辺嗣雄 渡邊勝 渡辺勝 延命寺
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和四年福島県告示第百五十号)によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤千代佐 株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨

 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和四年福島県告示第百五十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を浅川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
市川準四郎 上野一馬 内田紀雄 佐藤巴子男 芳賀陽子
- 二 通知の内容の要旨

 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和四年福島県告示第百五十号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小森広吉 小森孫作
- 二 通知の内容の要旨

 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第百四十九号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
武藤吉四郎 武藤吉太郎 本多源吉 武藤林 古山哲男
- 二 通知の内容の要旨

 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第百三十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大柳富家 齋藤角藏 本多常治
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第四百三十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星保男 児山文章 大竹彰 大竹清一 大竹茂平 稲本清一郎 芳賀盛雄 兒山佐太郎 星サク 星トクヨ 要サタ 星忠吉 五十嵐重次 五十嵐清十郎 遠藤卯平 遠藤吉次郎 遠藤岩吉 遠藤源次 遠藤甚吉 遠藤浅吉 遠藤清次 遠藤善作 遠藤定吉 五十嵐久太郎 五十嵐久平 五十嵐久六 五十嵐新次郎 兒山甚三郎 黒森励岸 小山栄吉 小山市作 小山清太郎 小山常松 小山善吉 小山豊作 渡部伊八 星源八郎 渡部卯之吉 渡部喜代作 渡部亀重 渡部喜六 渡部儀作 渡部久三郎 渡部熊吉 渡部金四郎 渡部四五工門 渡部七三郎 渡部庄三郎 渡部周作 渡部庄次郎 渡部常太郎 渡部竹松 渡部竹四郎 渡部長四郎 渡部長太郎 渡部彦七 渡部直三郎 渡部文吉 渡部平八 渡部豊太郎 渡部豊三郎 渡部弥重 渡部利平 渡部林太郎 渡部林次郎 渡部傳三郎 堀井久次 堀井長七 堀井勝太郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第四百三十九号）によること。

と。

福島県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大久保鬼栄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第五百三十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
菅野栄吉 菅野茂 三瓶蒔 村上彰一 矢内定澄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第五百三十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

八巻興次兵エ 八巻長雄 小野浩子 佐藤一太郎 佐藤源左衛門 佐藤太惣治 佐藤栄太郎 佐藤松次郎 佐藤平一 佐藤郷吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第四百九十一号）によること。

（森林保全課）